

非違行為防止対策委員会

1 運営の方針

非違行為は重大な人権問題であることをふまえ、これを未然に防止し全ての教育活動を通じて、児童の人権を尊重し、児童が安心して伸び伸びと学ぶことができる健全で明るい教育環境をつくる。

2 運営の重点

- ・定期的に委員会を開き、非違行為を未然に防ぐ方策を探る。
- ・担当職員を中心に、非違行為防止について教職員および児童への周知と啓発に努める。

3 委員 教務主任 教頭 校長 養護教諭 P T A会長

4 具体的な活動計画

(1) 教職員研修の充実

- ① 非違行為の基本的認識について、具体的な事例や処分内容等を通して理解を深める。
- ② 非違行為が児童に及ぼす影響、被害を受けた児童の心のケア、児童から相談を受けた場合の対応について共通理解する。
- ③ 自己点検の機会を設ける。

(2) 児童に対する指導

- ① 非違行為に関する内容について、発達段階に応じて理解させる。(保健指導、学級活動等)
- ② 非違行為を受けた場合の対応の仕方や、被害を未然に防ぐための意思表示の仕方等対応力を身に付けさせる。
- ③ 信頼できる人に相談することや、学校や学校以外の相談機関の連絡先を伝える。

(3) 児童や保護者、他の教職員に対する相談体制

- ① 児童や保護者、他の教職員からの苦情・相談に対応するための相談窓口となる。
- ② 児童や保護者、教職員に対して、相談窓口を表示し、相談窓口やその担当者を周知する。
- ③ 日頃から学校全体で相談しやすい雰囲気づくりに努める。また安心して話せる場を確保するとともに、秘密の保持に留意する。
- ④ 児童や保護者、教職員から相談を受けたら校長、教頭などに早急に報告し、組織的に対応する。

(4) 非違行為が起きた場合の対応

非違行為防止に関する資料を基に、被害者の救済を最優先に考え、迅速かつ適切に対応し被害の深刻化や拡大を防ぐ。

- ① 被害を訴えた者への対応
 - ・複数の相談員で対応する。
 - ・事実関係を正確に把握する。
 - ・被害を受けた者の心に寄り添った誠実で丁寧な対応をする。
 - ・継続的な支援活動を行う。
- ② 訴えられた者への対応
 - ・訴えられた者及び第三者から事実を確認する。
 - ・訴えられた者に十分な説明の機会を与える。
- ③ 課題を明らかにし再発防止につとめる。